

社団・財団法人通信

平成30年11月15日

作成・監修
朝日税理士法人

社団法人の理事及び理事会の運営

今回は、公益/一般社団法人の理事の権限・責任及び理事会の権限・決議内容等について概説する。

(ポイント)

- 理事の役割と責任
- 理事会
- 理事会の運営

1. 理事の役割と責任

理事は、別途定款に規定され理事会を設置している場合を除き、業務を執行して法人を代表する。理事が複数いる場合には、原則として理事の過半数をもって業務を決定し、それぞれの理事が法人を代表する。理事会設置法人では、理事の中から代表理事(それ以外の法人が任意で定めることも可能)や業務執行理事を選定して、業務執行を行う。理事は社員総会の決議で選任されるが、欠格事由があるため注意が必要である。なお、理事の員数は原則として1人以上だが、理事会設置法人では3人以上となる。理事の任期は原則として2年以内となっている(短縮は可能)。

2. 理事会

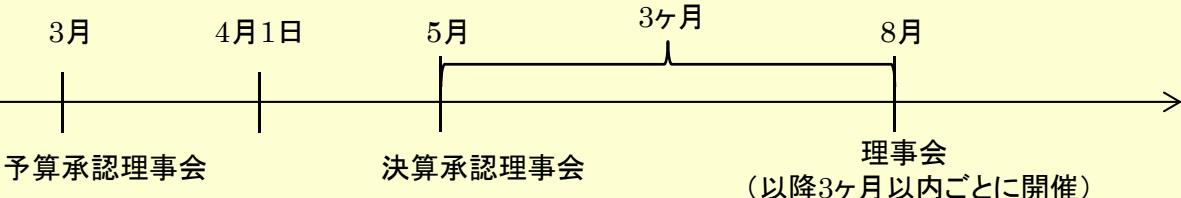
理事会は一般社団法人では任意の機関だが、公益社団法人では必須の機関である。理事会は、社員総会の法定決議事項以外の意思決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職などを行う。なお、理事会は、業務執行の決定を代表理事や業務執行理事に委任することができるが、重要な財産の処分および譲受けなど一定の事項については理事に委任することはできない。

3. 理事会の運営

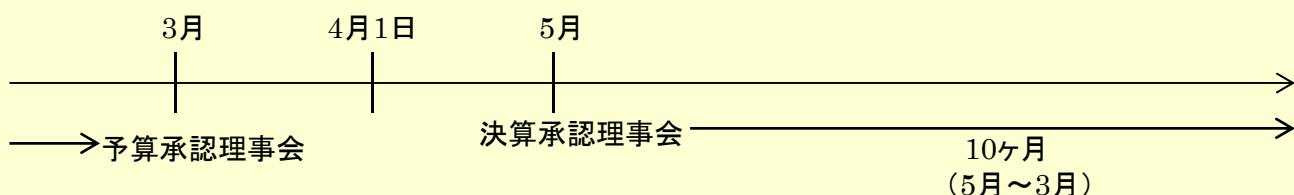
理事会は各理事、定款または理事会で定めたときは、その理事が招集する。招集通知は理事会の日の1週間前まで(短縮可能)に各理事および各監事に発送する(理事、監事の全員の同意で省略可能)。また、理事会の決議も定款の定めと理事および監事全員の同意により省略可能となる(書面決議)。理事会終了後には議事録の作成が必要となる。

理事会の開催スケジュール

原則:3ヶ月に1回以上



例外:毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上(要定款の定め)



(裏面に続く)



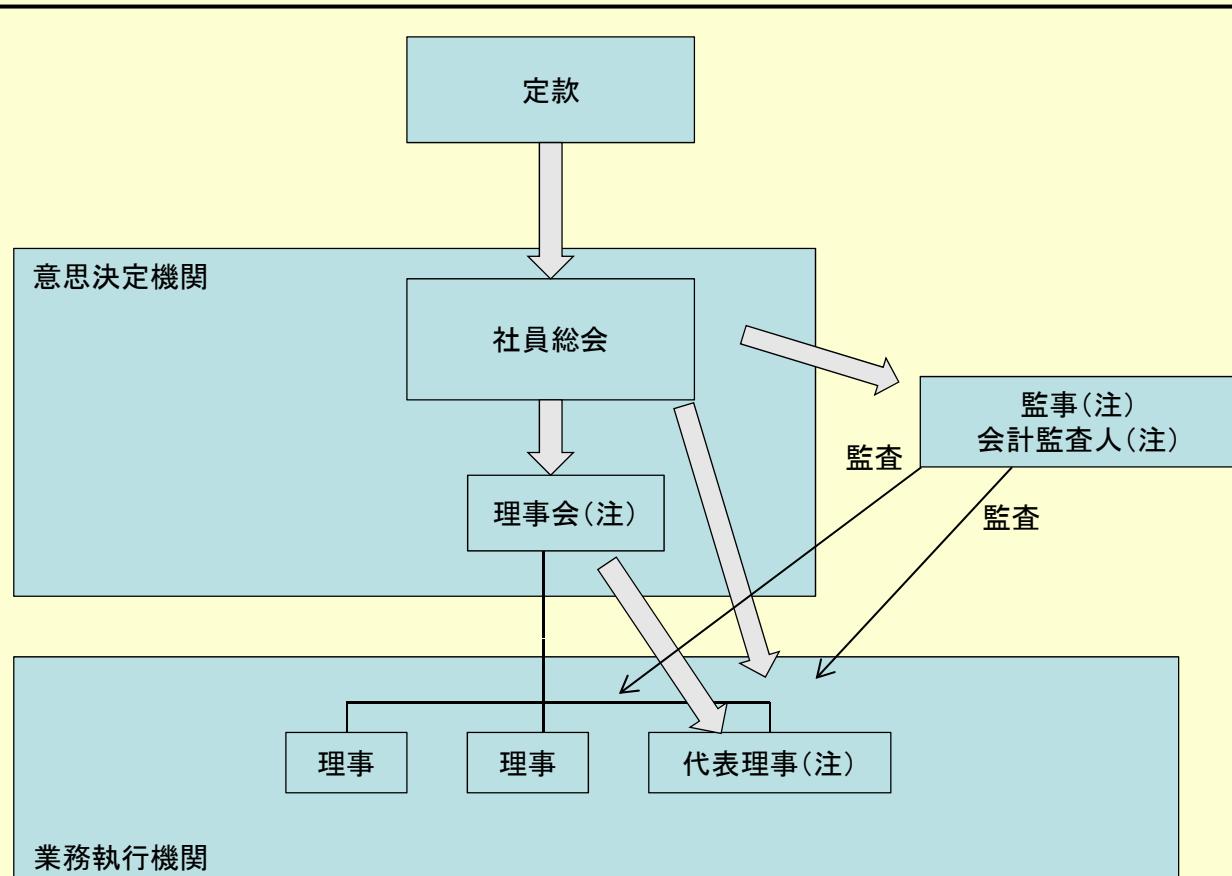
朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

社団法人の理事及び理事会の運営

社団法人の意思決定および業務執行



(注) 一般社団法人では設置が任意。会計監査人については、一般財団法人についても大規模法人を除いて設置は任意。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益制度改革から10年>

平成20年の制度改革から10年が経過した。公益法人は、税制優遇措置がある半面、内閣府等の監督や報告、徴収、各種の変更申請等の手続が煩雑で、小規模な公益法人では対応が困難となっているところもある。また、公益目的事業の経費として認められる範囲にも留意が必要となる。従来の特例民法法人(社団法人と財団法人)から公益法人への移行数の減少や事業規模の変化などにより、旧民法上の公益法人の経済規模約20兆円は、現制度のもとでは5兆円弱となっている。旧民法の特例民法法人が一般法人となった場合には、移行時点の公益目的財産額を将来の公益目的支出計画実施で公益事業で費消していくことになるが、公益目的財産がゼロとなると一般法人の事業には制約がなくなり、公益事業を継続するかどうかは自由となる。公益法人の監督や報告・徴収、変更申請等の手続に関して、別表Hの簡素化などの検討を進めているようだ。民間による公益活動(民による公益)を支える制度として、また、公益法人の活動基盤をより確固とするため、当該制度から10年経過するなか、公益法人がもっと活躍できる環境作りを志向してもらいたいところである。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。